

# 個人情報保護法が改正されました

5月30日から改正個人情報保護法が施行されました。法律の内容や、気を付けなければならない点などをお知らせします。

個人情報保護法について、物知りの「あさひばし博士」に聞きました。

**Q** 個人情報とは何を指しているの？

**A** 生きている個人に関して、人物を特定する情報は全て個人情報だよ。名前・住所・電話番号・生年月日はもちろん、写真や音声なども含まれるんだ

**Q** 個人情報保護法はどんな法律なの？

**A** 事業者が取得した個人情報をしっかりと守るために、どのような取り扱いをすべきかを定めた法律だよ

**Q** 事業者って、会社のこと？それなら私には関係ないわ

**A** この場合、会社だけでなく、個人情報を集めて取り扱う団体は全て事業者になるんだ。町内会や趣味のサークル、同窓会なども名前や住所を聞いて名簿を作っていたら対象になるよ

**Q** 少人数の団体も対象になるの？

**A** 今回の法改正で、5千人以下の事業者も対象になったから少人数でも法律は適用されるよ

**Q** 町内会の役員だから不安だわ。今までとどう変わるの？

**A** 心配しなくても大丈夫！次の5つに気を付ければ、これまでどおり活動できるよ

## 個人情報保護法の5つの注意ポイント

- 1 個人情報を取得するときは、目的を相手に伝える
- 2 取得した個人情報は、目的以外に使わない
- 3 取得した個人情報は、安全に管理する
- 4 取得した個人情報を無断で他人に渡さない
- 5 本人からの個人情報の開示請求に応じる

## もっと知りたいときは

個人情報保護委員会 ☎

<http://www.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

☎03・6457・9849

受付時間 9:30~17:30

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

個人情報保護法に沿った適切な取り扱いを心掛けましょう。  
☎**【詳細】市民活動課 25・910**  
1、市民委員会・町内会の方は市  
民活動課 ☎25・6012

